

平成 28 年 3 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社アスラポート・ダイニング  
代表者名 代表取締役社長 中 村 敏 夫  
(コード番号 3069 J A S D A Q)  
問合せ先 法務総務部長 尾 崎 富 彦  
(TEL. 03-6311-8892)

## 株式会社D S Kグループ株式の取得(子会社化)に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 25 日開催の取締役会において、株式会社D S Kグループ(以下、「D S K」といいます)の発行済み株式総数の 90.71%を、当社親会社であるH S I グローバル株式会社(以下、「H S I G」といいます)から取得し(以下、「本株式取得」といいます)、同社を連結子会社とすることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本株式取得の理由

当社は現在、焼肉、居酒屋等の外食フランチャイズを中心に全国で 442 店舗を展開しておりますが、平成 25 年度より「食のバリューチェーンを構築する」という目標を掲げて外食から生産事業への進出を果たし、多層的な付加価値を生み出すビジネスモデルの構築に取り組んでおります。また、これを実現するための 4 つの戦略として「既存ブランドの競争力強化と成長」、「ブランド・ポートフォリオの多様化」、「海外市場への進出」、「食品生産事業と六次産業化」への取り組みを掲げ、更なる成長を目指しております。

一方D S Kは、50 年以上の歴史を有する老舗ラーメン「どさん子」などを運営する株式会社どさん子の株式を 100%保有する持ち株会社であります。株式会社どさん子は「札幌ラーメンどさん子」で知られるラーメンチェーンを全国規模で展開するとともに、日本の外食業態において初めてフランチャイズシステムを導入したラーメン業界のパイオニアであります。「どさん子」チェーンは 1980 年代に、全国で 1,200 店舗を超えるなど、創業以来、順調に事業成長を果たしてきましたが、近時のラーメン業界の競争激化やフランチャイズの減少により業績が低迷してきていました。このような状況下で平成 25 年 12 月より、H S I Gの親会社である阪神酒販株式会社を中心とする企業集団(以下、「阪神酒販グループ」といいます)の下で「どさん子リブランドプロジェクト」を開始し、「一風堂」を運営する株式会社力の源カンパニーの協力を得て、店舗内外装・味およびサービス手法を一新した新「どさん子」ブランドを開発し、平成 26 年より国内および海外(フランス、米国およびオーストラリア)において新「どさん子」店をオープンするなど、新たな成長を目指す段階に来ております。なお、平成 27 年 4 月 20 日付「株式会社どさん子との業務提携に関するお知らせ」でもお知らせしました通り、株式会社どさん子は、当社子会社の株式会社とり鉄とコラボレーションした店舗をオーストラリアのメルボルン市に開店しております。これは 1 つの店舗でより幅広いカテゴリーの和食メニューを楽しみたいという、海外店

舗のお客様の需要に応えたものであり、現地では好評を博しております。

当社とDSKは、阪神酒販グループ内で、HSIGを共に親会社とする兄弟会社の関係にあります。阪神酒販グループでは現在、より迅速かつ機動的な決定および効率的な業務遂行が行われるよう、グループ内再編を進めておりますが、当社の下に外食企業を集約することで、当社としては、(i)ポートフォリオを多様化することが出来る、(ii)既に海外に進出しているDSKの海外店舗運営ノウハウ、人材リソースや食材調達等のインフラ等を共有でき、当社ブランドでの海外展開を促進できる、(iii)当社グループの「食のバリューチェーン」を充実させることが出来る、というメリットを見込んでおります。また、DSK側としては、(i)当社の物流網を使うことで、原価の引き下げが図られる、(ii)上場会社の直接の子会社となることで、信用力強化が図られ、積極的な新規直営店出店や店舗改装の投資が出来るようになる、さらに(iii)本部機能の一部を当社と共有することで、本部経費の削減ができる、というメリットが見込まれます。

平成27年9月より当社、DSKおよびHSIGの三者で協議を続けてきましたが、上記のメリットが見込まれることから、この度本株式取得に至った次第であります。

## 2. 取得する子会社の概要

(1)	名称	株式会社DSKグループ		
(2)	所在地	東京都品川区西五反田一丁目3番8号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森下将典		
(4)	事業内容	有価証券の保有(「どさん子」「みそ膳」「藤平」ブランドによる、ラーメン店の直営店の運営およびフランチャイズチェーン展開を行う会社の株式を保有)		
(5)	資本金(※)	80百万円		
(6)	設立年月日	昭和43年4月8日		
(7)	大株主および持株比率	HSIG	90.71%	
		合同会社つたやホールディングス	9.28%	
(8)	上場会社と当該会社の関係			
	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	当社取締役である森下将典が、DSKおよび株式会社どさん子の代表取締役を兼務しております。また、代表取締役会長である檜垣周作が、株式会社どさん子の取締役を兼務しております。		
	取引関係	該当事項はありません。なお、当社は株式会社どさん子から商品を仕入れております。		
	関連当事者への該当事項	DSK、当社とも、同一の会社(HSIG)を親会社としており、関連当事者に当たります。		
(9)	最近3年間の経営成績および財政状態(連結)		(単位:百万円)	
		平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
	純資産	106	286	379
	総資産	1,797	1,412	852
	1株当たり純資産(円)	3	9	12
	売上高	2,346	2,228	2,247

営業利益	▲225	▲99	▲129
経常利益	▲221	▲135	▲145
当期純利益	▲396	▲81	93
1株当たり当期純利益(円)	▲14	▲2	3
1株当たり配当金(円)	-	-	-

### 3. 株式取得の相手先の概要

(1) 名称	H S I グローバル株式会社		
(2) 所在地	東京都港区高輪二丁目 16 番 29 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 檜垣周作		
(4) 事業内容	有価証券の保有		
(5) 資本金(※)	50 万円		
(6) 設立年月日	平成 21 年 3 月 10 日		
(7) 大株主および持株比率	阪神酒販株式会社		100%
(8) 上場会社と当該会社の関係			
資本関係	H S I G は当社株式の 43.82% (※) を保有する親会社であります。		
人的関係	当社代表取締役会長である檜垣周作が、H S I G の代表取締役を兼務しております。		
取引関係	当社は H S I G に資金を貸付けております。		
関連当事者への該当事項	H S I G は当社株式の 43.82% (※) を保有する親会社であります。		
(9) 最近3年間の経営成績および財政状態	(単位：百万円)		
	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
純資産	▲59	▲28	20
総資産	696	1,212	1,419
1株当たり純資産	▲5	▲2	2
売上高	0	0	11
営業利益	▲3	▲4	6
経常利益	▲14	▲61	▲14
当期純利益	▲14	30	49
1株当たり当期純利益	▲1,436	3	4
1株当たり配当金	-	-	-

※平成 27 年 9 月 30 日現在の数字となります。

### 4. 取得株式数、取得価額および取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0 株 (議決権の数：0 個) (議決権所有割合：0%)
---------------	------------------------------------

(2) 取得株式数	26,820,000 株 (議決権の数：268,200 個) (議決権所有割合：90.71%)						
(3) 取得価額	<table border="0"> <tr> <td>D S K 普通株式</td> <td>730,000 千円</td> </tr> <tr> <td>アドバイザー費用等</td> <td>1,700 千円</td> </tr> <tr> <td>合計(概算額)</td> <td>731,700 千円</td> </tr> </table>	D S K 普通株式	730,000 千円	アドバイザー費用等	1,700 千円	合計(概算額)	731,700 千円
D S K 普通株式	730,000 千円						
アドバイザー費用等	1,700 千円						
合計(概算額)	731,700 千円						
(4) 異動後の所有株式数	26,820,000 株 (議決権の数：268,200 個) (議決権所有割合：90.71%)						

## 5. 本株式取得の算定根拠について

本株式取得は、当社の親会社である H S I G との取引であり、支配株主との取引等に該当いたしません。そのため、当社は、少数株主保護の目的で、本株式取得の取得価額の決定に至るまでに次の対応を実施しております。

まず、支配株主との取引に関する「支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」、「公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項」および「当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」については、8.(1)(2)および(3)に記載のとおりであります。

また、本株式取得の取得価額の算定については、その公正性・妥当性を確保するため、当社、D S K および H S I G から独立した第三者算定機関である松村会計事務所に株式価値の算定を依頼しました。

今回の当社の D S K の普通株式取得価額の合計は、730,000,000 円(一株当たり約 27.21 円)としております。当社としましては、以下の算定根拠に鑑み、本株式取得の価額は当社株主の利害を害するものではなく、合理性を有すると判断致しております。なお取得価額は、D C F 法による算定レンジの内下限値に近い金額であります。しかしながら参考として算出した修正純資産法による算定額が 509,350,000 円であることから、当社は両方式のほぼ中間値となるこの金額を採用いたしました。なお、当社取締役会は、松村会計事務所より対象会社普通株式の価値算定に関する評価手法、前提条件および算定経緯等についての説明を受けることを通じて、松村会計事務所による上記算定結果の合理性を確認しております。

### (1)算定根拠の概要

本算定書においては、D C F 法および参考として修正純資産法により D S K の株式価値算定を行っております。

算定方法	総株式価値の評価レンジ
D C F 法	788,533 千円～1,014,170 千円

※両社から独立した第三者算定機関である松村会計事務所による算定結果は、本株式取得の取得価額の公正性について意見を表明するものではありません。

### (2)本件で採用した評価手法

#### (D C F 法)

D C F 法とは、対象会社が生み出す将来のキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて事業価値を算出し、さらに事業価値からネット有利子負債等を差し引くことで対象会社の株式価値を算出する方法です。将来の事業活動の状況を評価に反映するため D C F 法を採用しております。

DCF法により算出したDSKの株主資本価値総額は、以下の通りです。

採用した手法	株主資本価値
DCF法	788,533千円～1,014,170千円

DCF法の前提：

- ①事業計画：本算定書においては、本算定の前提としたDSKから入手した2016年3月期から2019年3月期までのDSK事業計画では、いずれの期においても、前期比での増収増益を見込んでおります。これはDSKが当社の傘下に入ることで、(i)当社の物流網を使うことで、原価の引き下げが図られ、利益増大に貢献すること、(ii)上場会社の直接の子会社となることで信用力強化が図られ、積極的な直営店舗改装の投資が出来るようになり、売上及び利益に貢献すること、さらに(iii)本部機能の一部を当社と共有することで、本部経費の削減が出来、利益貢献が図られることを前提としております。また、DSK側としては、(iv)平成26年度から店舗内外装・味およびサービス手法を一新した、「どさん子リブランドプロジェクト」が順調に進捗中であり、FC店のリニューアル又は新規出店が今後とも予定されており、店舗改装売上、食材売上及び加盟金売上等が増加することが見込まれていること、(v)今後予定される不採算直営店の閉鎖が利益増大に貢献することを前提としております。
- ②FCFの算定：FCFとは、企業に対する資本の提供者(株主、債権者等)への分配資源となる、事業活動から生じた全ての税引後キャッシュ・フローを意味します。
- ③税金等：実効税率は31%としています。
- ④ターミナル・バリュー：DCF法においては、将来キャッシュ・フローを個別に予測します。使用した事業計画は、2016年3月期から2019年3月期までを予測期間とし、予測期間後のキャッシュ・フローの価値はターミナル・バリュー(永続価値)として算出しました。ターミナル・バリューは、個別予測期間終了時点における事業価値ととらえることもでき、一般的に、個別予測期間最終年度のキャッシュ・フローが一定の永久成長率で成長すると仮定して計算し、その値を現在価値に割り引く方法で算定します。なお、予測期間後の成長率として、-0.50%～0.50%を採用しております。また、DSKの事業価値は予測期間内に生み出されたキャッシュ・フローの現在価値とターミナル・バリューの現在価値との合計額になります。
- ⑤割引率：本算定で用いる割引率(WACC)は、5.43%を中心とする4.93%～5.93%としています。
- ⑥株主資本価値の算定：企業価値は、予測期間中および予測期間後に生み出されるFCFの現在価値の合計(事業価値)に、事業活動に使われない現預金等の余剰資産(非事業用資産)を加えたものであり、その企業価値から他人資本提供者に帰属すると考えられる有利子負債額を控除することによって株主資本価値が求められます。
- ⑦株主資本価値算定基準日および使用した財務データの基準日：2015年12月31日を算定基準日としております。

※FCF予測および株主資本価値算定

連結P L	予測値				残存価値：永久成長率		
単位：千円	201603	201703	201803	201903	-0.50%	0.00%	0.50%
	(1～3月)						
売上高	324,759	1,817,956	2,005,698	2,332,704			
売上原価	127,750	827,038	924,507	1,106,312			
売上総利益	197,010	990,918	1,081,190	1,226,392			
販管費および一般管理費	194,671	973,034	1,048,577	1,170,219			
営業利益(EBIT)	2,340	17,885	32,613	56,173			
(-)法人税等(31%)	725	5,544	10,110	17,414			
(+)減価償却費	2,780	11,100	11,100	11,100			
(-)設備投資	2,780	11,100	11,100	11,100			
(+)運転資本	3,991	▲4,438	▲3,377	▲4,618			
FCF	5,605	7,903	19,126	34,141	572,854	628,747	695,977
FCF割引現在価値	5,532	7,397	16,981	28,750	482,403	529,471	586,086
	(201603期～201903期までの合計)				58,660		

前提条件	非事業用資産(2015年12月31日)		株主資本価値の算定	
WACC	5.43%	現金預金 81,903	キャッシュ・フローの割引現在価値	58,660
永久成長率	0.00%	貸付金 210,535	ターミナル・バリュアの割引現在価値	529,471
評価基準日		(+)非事業用資産 292,438	事業価値	588,131
(2015年12月31日)		有利子負債等(2015年12月31日)	(+)非事業用資産	292,438
		銀行借入金 -	企業価値	880,569
		(-)有利子負債 -	(-)有利子負債	-
				880,569

※割引率

株主資本価値				
永久成長率				
		-0.50%	0.00%	0.50%
WACC	5.93%	<u>788,533</u>	827,859	874,428
	5.68%	810,102	853,048	904,285
	5.43%	833,502	880,569	937,184
	5.18%	858,974	910,761	973,613
	4.93%	886,805	944,029	<u>1,014,170</u>

(修正純資産法：参考情報)

修正純資産法とは、時価と簿価の差額が重要な項目について、時価に置き換えて評価する方法です。DSKと子会社である株式会社どさん子の修正貸借対照表を使用し、簡便的に連結貸借対照表を作成していますが、不動産等の固定資産を時価で評価しております。

採用した手法	株主資本価値
修正純資産法	509,350千円

上記算定結果を受け、公平且つ対当な立場で交渉・協議するように努め、その結果、本株式取得に係るD S K株式の取得総額を730,000,000円(総株式数に対する当社取得割合90.71%で割り戻した場合、株主資本価値総額は804,762,429円)、1株あたりの価値を約27.21円とすることで合意いたしました。この金額は、松村会計事務所の評価レンジ(1株当たり約26.67円～約34.30円)内にありますが、下限値に近い金額となっております。

以上のことから、当社としましては、本株式取得の内容は当社株主の利害を害するものではなく、合理性を有すると判断致しました。

なお、当社取締役会は、松村会計事務所より対象会社普通株式の価値算定に関する評価手法、前提条件および算定経緯等についての説明を受けることを通じて、松村会計事務所による上記算定結果の合理性を確認しております。

## 6. 日程

(1)取締役会決議日	平成28年3月25日
(2)契約締結日	平成28年3月25日
(3)株式譲渡実行日	平成28年3月31日(予定)

## 7. 今後の見通し

D S K株式の取得による当社の平成28年3月期業績への影響はございませんが、D S Kの業績は来期以降連結子会社として当社の業績に取り込まれることとなります。

## 8. 支配株主との取引に関する事項

### (1)支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本株式取得は、当社の親会社であるH S I Gとの取引であり、支配株主との取引等に該当します。

当社が平成27年12月22日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

「親会社等との取引については、一般の取引と同様に公正かつ適正な条件で行っており、少数株主の利益に反しないよう適切に対応しております。」

本株式取得に際しては、下記(2)および(3)に記載のとおり、必要となる措置を講じており、上記指針の趣旨に適合していると考えております。

### (2)公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本株式取得における株式取得価格の公正性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関である松村会計事務所に株式価値の算定を依頼することとし、その算定結果の提出を受けました。当社はかかる算定結果を参考として、検討・交渉・協議を行い、その結果合意された株式取得価格により本株式取得を行うことといたしました。

なお、当社は第三者算定機関から株式取得価格が財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

また、利益相反を回避するため、H S I Gの代表取締役を兼務する当社代表取締役会長である檜垣周作氏、D S Kの代表取締役である森下將典氏、およびH S I Gの親会社である阪

神酒販株式会社の元取締役である中村敏夫氏は、本日開催の当社の取締役会において、本件に関する審議および決議には参加しておらず、また、本株式取得に関する協議・交渉には参加しておりません。

さらに、当社取締役会においては、当社の監査役3名全員(うち社外監査役2名)が取締役会により本株式取得の決議について異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社は、本株式取得に至る意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、阿部・井窪・片山法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、法的な観点から本株式取得の諸手続きおよび対応等について助言を受けております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、HSIG、DSKグループと利害関係のない社外監査役である阿部夏朗氏および社外取締役である宇野友三郎氏から、平成28年3月24日に、本株式取得は少数株主にとって不利益なものではない旨の、以下の内容の意見書を取得しております。

- (i) 本株式取得により、DSKを子会社化することで貴社(当社を指します。以下同じ)の流通事業並びに海外事業の拡充に資するものであると考えられ、「食のバリューチェーン」を築くという、貴社の経営目標達成に資するという点で、企業価値向上策を実現するために有益であると認められ、貴社は企業価値の向上を目的に本株式取得を実施するものであることが認められる。
- (ii) 本株式取得の交渉過程の手続きにおいては、意思決定過程における恣意性を排除するための措置(「独立した第三者機関からの株価算定書の取得」、「独立した第三者に対する本株式取得の是非についての諮問」及び「協議、交渉及び決議における利益相反の回避」)が行われている。
- (iii) 貴社とHSIGとの間で合意された1株当たり27円10銭という株式取得価格は、DCF法により算定されたDSKの1株当たり株式価値のレンジ内の下限値に近い価格である。また、この株式価値算定書における、株式取得価格決定の過程においても、DCF法を用いて算定した株式価値算定書を取得しており、算出されたレンジの最低価格に近い株価で取得価格を決定するなど、貴社の少数株主の利益を不当に損なうような不合理な点は認められず、対価の公正性についても妥当である。よって、上記の株式価値算定の結果に鑑み、当該株式取得価格が貴社にとって不合理なものとは認められず、貴社少数株主の利益に一定の配慮をしている妥当な価格の範囲内に収まっているものと考えられる。
- (iv) 貴社としては資金繰り等を考慮し、現物出資による第三者割当増資も考慮したものの、HSIGの意向もあり、同社との協議の結果、最終的には現金による株式取得となっている。但し、貴社の資金繰りに影響を及ぼさないよう、別途借入等による資金調達を実施したとのことである。また、買収価額については、DCF法によって算出された適正範囲価格の下限値に近い価格を採用しており、取得方法は合理的かつ妥当である。

以上